

≡ 概要版 ≡

令和5年度 「取引実態調査」(第18回)

結果報告書

令和6年11月

全国米穀販売事業共済協同組合

はじめに

全米販の組合員は米穀卸売業者として、米穀の安全や品質を確保し、消費者から信頼される製品を提供するよう取り組んでいます。その一環として、取引先との透明性・公正性・合理性ある取引を実現し、「不公正と思われる取引」の是正を図ることを目的として、全米販では、平成18年度より「取引実態調査」を実施し、その結果を以って、監督官庁である農林水産省をはじめ、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁のほか、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の取引先関連団体に対して、不公正と思われる取引の是正を求めてまいりました。今回で18回目を迎えます。

「不公正と思われる取引」については、コンプライアンスの社会的浸透が進み、組合員と本組合も是正に取り組んでまいりました。さらなる是正を進めるためには何よりも継続した粘り強い取り組みが必要であると考えております。

今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

令和6年11月

全国米穀販売事業共済協同組合

I 調査方法等

1. 調査実施時期 令和6年7月

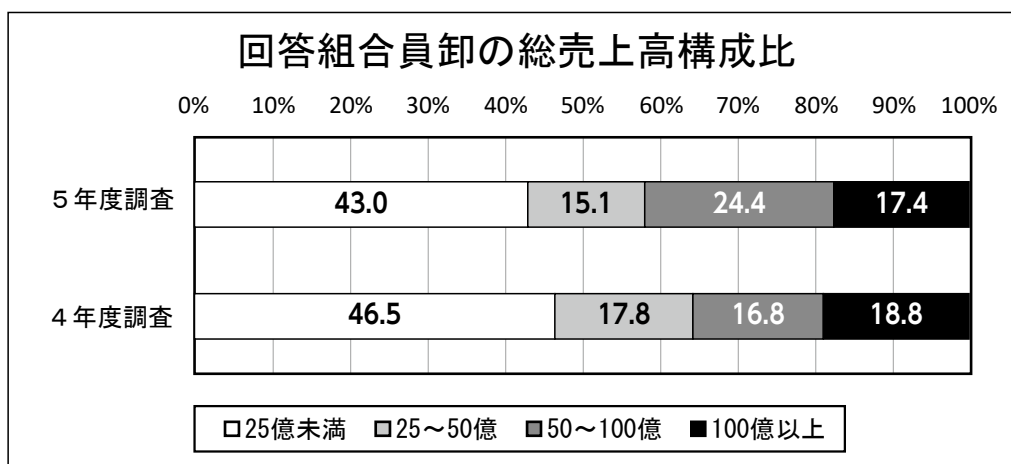
2. 調査方法 組合員卸への郵送によるアンケート調査

| 3. 回収結果 | | <今回調査> | | |
|-------------|-------|--------|-------|-------|
| | | 4年度 | 3年度 | 2年度 |
| (1) 送付組合員卸数 | 141卸 | 143卸 | 146卸 | 146卸 |
| (2) 回答組合員卸数 | 86卸 | 101卸 | 94卸 | 100卸 |
| (3) 回収率 | 61.0% | 70.6% | 64.4% | 68.5% |

4. 集計について

- (1) 「販売先の不公正と思われる取引」の調査における「販売先区分」については「販売先区分の定義」（附属資料別紙1 104ページ）による。
- (2) 問1～6の調査項目は「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 第4 優越的地位の濫用となる行為類型」（附属資料別紙2 106～130ページ）による。
- (3) 問8および問9の調査項目は「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（附属資料別紙3 132～138ページ）による。
- (4) 本調査においては、販売先区分ごとおよび仕入先区分ごとの状況を把握することを目的としている。そのため、各調査項目については、区分ごとに取引のある組合員卸数を集計としており、合計についてはこれらの合算による延数となっている。従って、調査結果の割合はこれら延数に対する割合であり、回答組合員卸数「86卸」に対する割合ではない。
- (5) その他留意点
 - ① 当てはまるもの1つを選ぶ設問の回答は、帯グラフで表示している。
 - ② 複数回答可の設問の回答は、棒グラフで表示している。
 - ③ [販売先区分]の後ろの（ ）は、取引のある組合員卸数である。
 - ④ データテーブルは4年度調査（前回調査）と5年度調査（今回調査）の結果を記載しているが、前回調査、今回調査ともに選択されなかった項目については空欄としている。
 - ⑤ パーセンテージの合計については、ラウンドの関係で100%とならない場合がある。

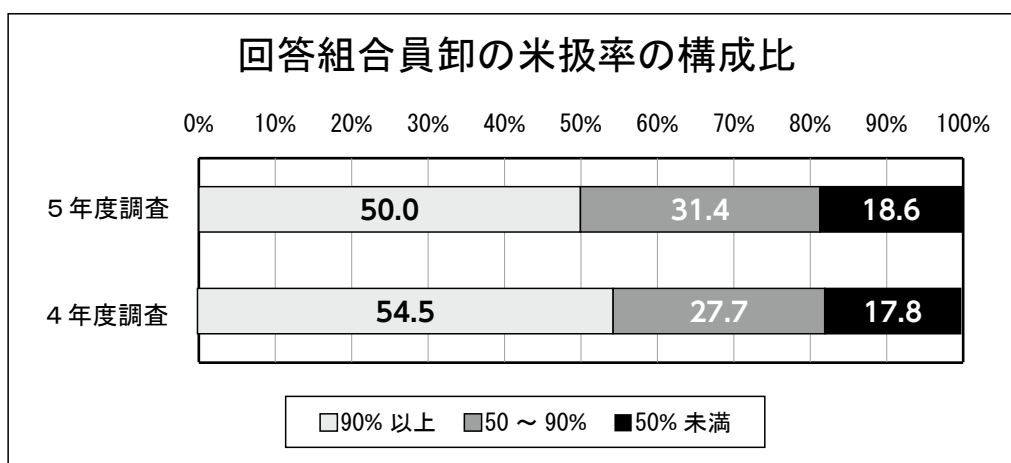
5. 回答組合員卸の総売上高構成比



総売上高データテーブル

| | 25億未満 | 25～50億 | 50～100億 | 100億以上 | 合計 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 5年度調査 | 37 卸 43.0 % | 13 卸 15.1 % | 21 卸 24.4 % | 15 卸 17.4 % | 86 卸 |
| 4年度調査 | 47 卸 46.5 % | 18 卸 17.8 % | 17 卸 16.8 % | 19 卸 18.8 % | 101 卸 |
| 増減 | ▲10 卸 ▲3.5 ㊦ | ▲5 卸 ▲2.7 ㊦ | 4 卸 +7.6 ㊦ | ▲4 卸 ▲1.4 ㊦ | ▲15 卸 |

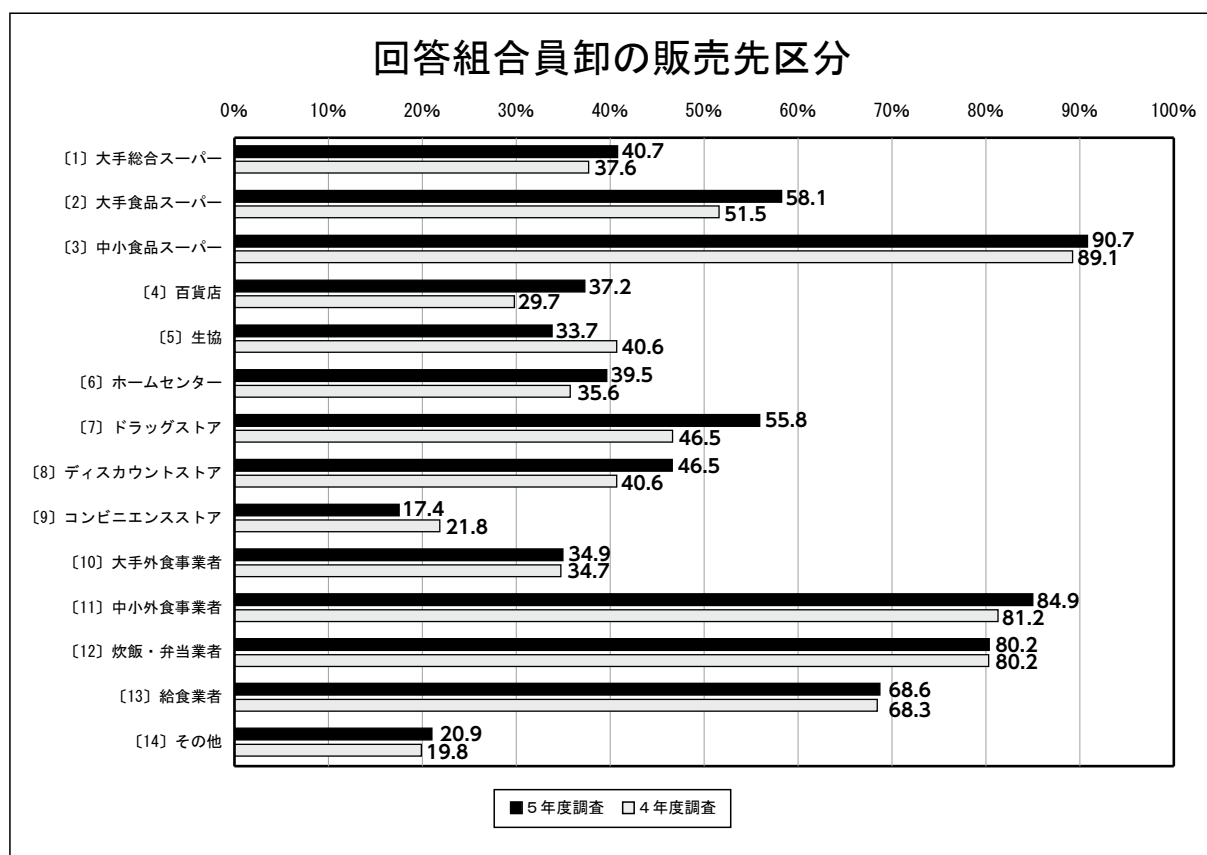
6. 回答組合員卸の米扱率（総売上高に占める米穀売上高の割合）構成比



米扱率データテーブル

| | 90%以上 | 50～90% | 50%未満 | 合計 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 5年度調査 | 43 卸 50.0 % | 27 卸 31.4 % | 16 卸 18.6 % | 86 卸 |
| 4年度調査 | 55 卸 54.5 % | 28 卸 27.7 % | 18 卸 17.8 % | 101 卸 |
| 増減 | ▲12 卸 ▲4.5 ㊦ | ▲1 卸 +3.7 ㊦ | ▲2 卸 +0.8 ㊦ | ▲15 卸 |

7. 回答組合員卸の販売先取引割合



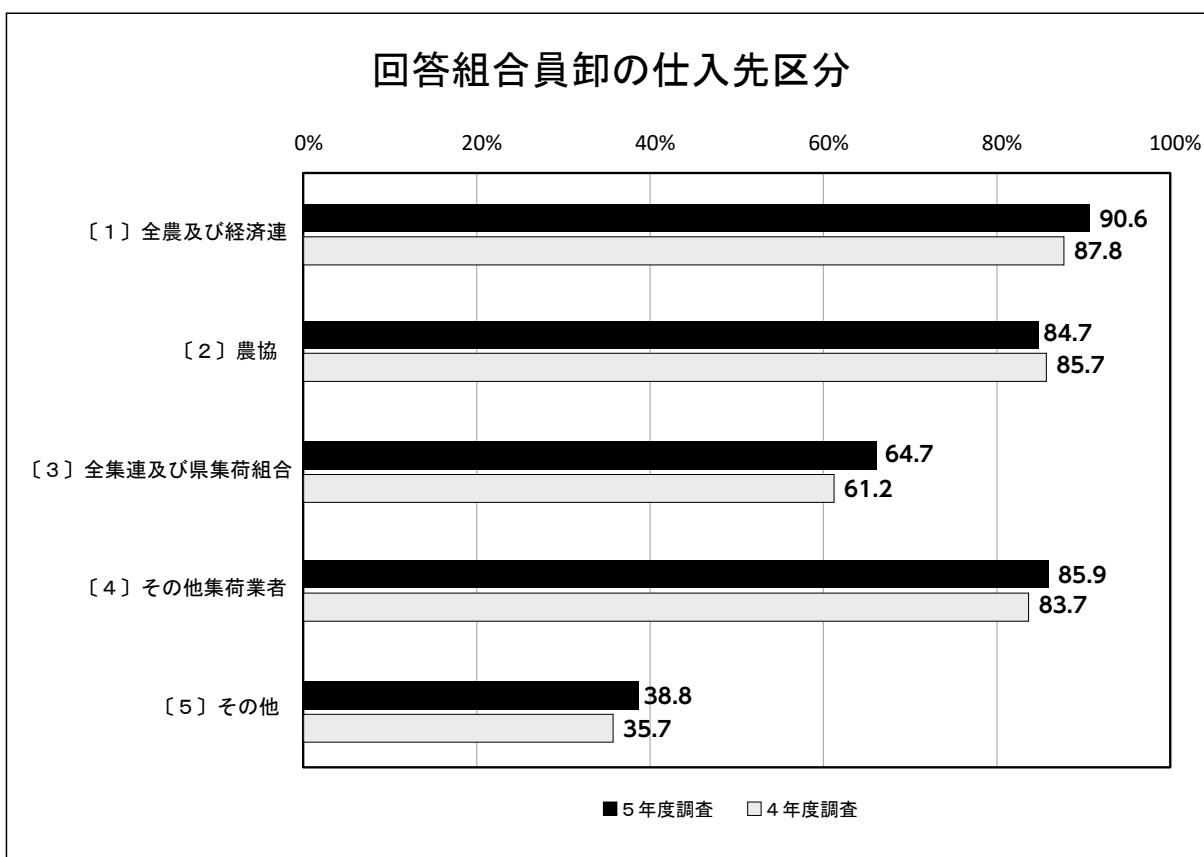
販売先区分 データテーブル

| | [1]大手総合スーパー | [2]大手食品スーパー | [3]中小食品スーパー | [4]百貨店 | [5]生協 | [6]ホームセンター | [7]ドラッグストア | |
|-------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|--|
| 5年度調査 | 35卸 40.7% | 50卸 58.1% | 78卸 90.7% | 32卸 37.2% | 29卸 33.7% | 34卸 39.5% | 48卸 55.8% | |
| 4年度調査 | 38卸 37.6% | 52卸 51.5% | 90卸 89.1% | 30卸 29.7% | 41卸 40.6% | 36卸 35.6% | 47卸 46.5% | |
| 増減 | ▲3卸 +3.1ポイント | ▲2卸 +6.7ポイント | ▲12卸 +1.6ポイント | +2卸 +7.5ポイント | ▲12卸 ▲6.9ポイント | ▲2卸 +3.9ポイント | +1卸 +9.3ポイント | |

| | [8]ディスカウントストア | [9]コンビニエンスストア | [10]大手外食事業者 | [11]中小外食事業者 | [12]炊飯・弁当業者 | [13]給食業者 | [14]その他 | 《回答卸数》合計 |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|----------|
| 5年度調査 | 40卸 46.5% | 15卸 17.4% | 30卸 34.9% | 73卸 84.9% | 69卸 80.2% | 59卸 68.6% | 18卸 20.9% | 86卸 |
| 4年度調査 | 41卸 40.6% | 22卸 21.8% | 35卸 34.7% | 82卸 81.2% | 81卸 80.2% | 69卸 68.3% | 20卸 19.8% | 101卸 |
| 増減 | ▲1卸 +5.9ポイント | ▲7卸 ▲4.3ポイント | ▲5卸 +0.2ポイント | ▲9卸 +3.7ポイント | ▲12卸 +0.0ポイント | ▲10卸 +0.3ポイント | ▲2卸 +1.1ポイント | ▲15卸 |

- 最も取引のある販売先区分は、[3] 中小食品スーパー（78卸90.7%（回答組合員卸数（86卸）に対する割合。以下同じ。））であった。
- 以下、[11] 中小外食事業者（73卸84.9%）、[12] 炊飯・弁当業者（69卸80.2%）、[13] 給食業者（59卸68.6%）および [2] 大手食品スーパー（50卸58.1%）の順であった。
- [14] その他の具体的事例は、「米穀小売業」、「米穀卸売業」、「EC事業者」、「食品卸」、「ホテル」、「病院」、「介護施設」、「海上自衛隊」であった。

8. 回答組合員卸の仕入先取引割合



仕入先区分 データテーブル

| | 〔1〕全農 及び経済連 | 〔2〕農協 | 〔3〕全集連 及び 県集荷組合 | 〔4〕その他 集荷業者 | 〔5〕その他 | 合計 |
|-------|----------------|-----------------|-----------------------|----------------|----------------|-------|
| 5年度調査 | 77 卸 90.6 % | 72 卸 84.7 % | 55 卸 64.7 % | 73 卸 85.9 % | 33 卸 38.8 % | 85 卸 |
| 4年度調査 | 86 卸 87.8 % | 84 卸 85.7 % | 60 卸 61.2 % | 82 卸 83.7 % | 35 卸 35.7 % | 98 卸 |
| 増減 | ▲9 卸 +2.8 ㊦ | ▲12 卸 ▲1.0 ㊦ | ▲5 卸 +3.5 ㊦ | ▲9 卸 +2.2 ㊦ | ▲2 卸 +3.1 ㊦ | ▲13 卸 |

- 最も取引のある仕入先区分は、〔1〕全農及び経済連（77卸90.6%（回答卸数（85卸）に対する割合。）であった。
- 〔5〕その他の具体的仕入先は、「生産者」、「生産法人」、「卸間売買」、「仲介業者」であった。

Ⅱ 調査結果取りまとめ

[1] 販売編

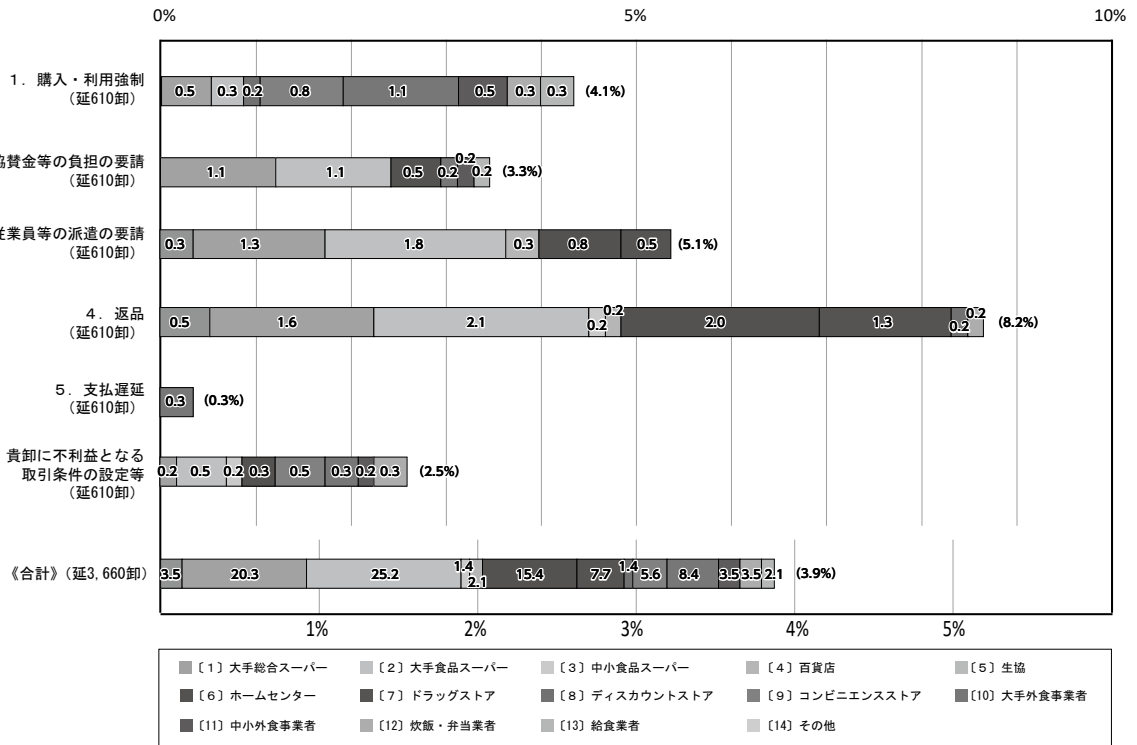
販売先の不公正と思われる取引について

- 「販売先の不公正と思われる取引」が「存在する」と回答した卸の割合は、《全販売先》で前回調査の2.4%から3.9%に増加（前回調査比+1.5^{ポイント}）した。

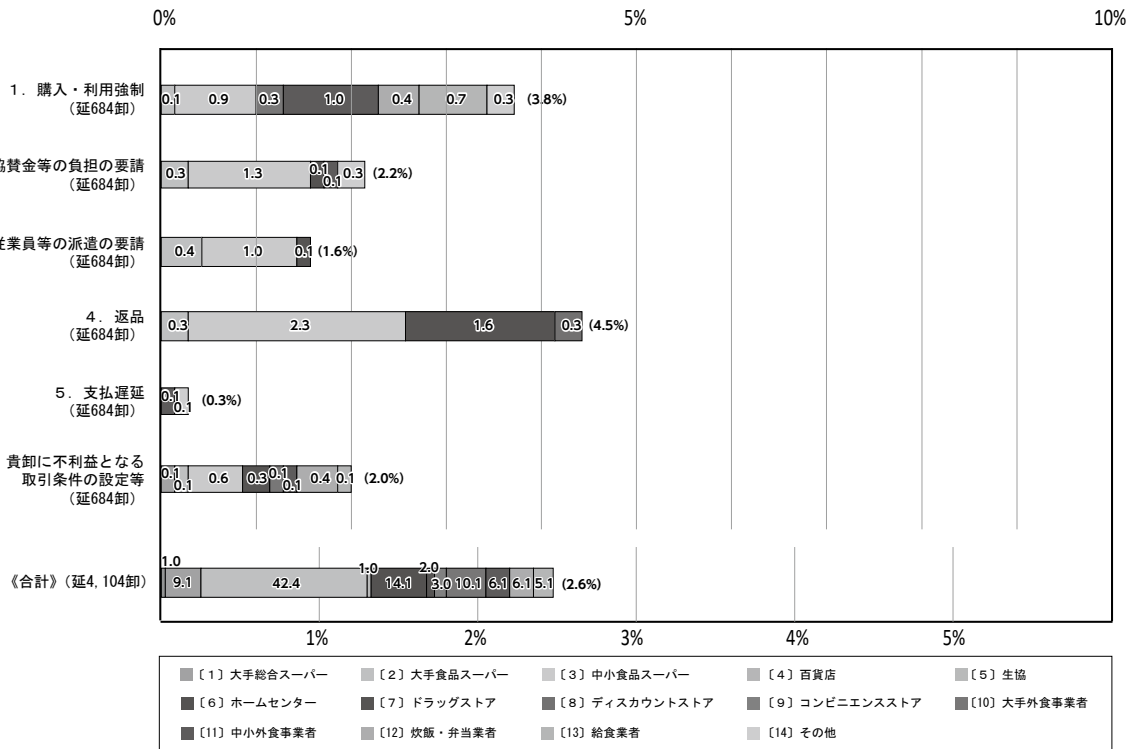
① 行為類型別回答（存在する）

- 不公正と思われる取引が最も存在する行為類型は「4. 返品」であった。
- 「1. 購入・利用強制」は前回調査の3.8%から4.1%に増加した。
- 「2. 協賛金等の負担の要請」は前回調査の2.2%から3.3%に増加した。
- 「3. 従業員の派遣の要請」は前回調査の1.6%から5.1%に増加した。
- 「4. 返品」は前回調査の4.5%から8.2%に増加し、不公正と思われる取引が最も多い行為類型であった。
- 「5. 支払遅延」は前回調査と同じ0.3%であった。
- 「6. 貴卸に不利益となる取引条件の設定等」は前回調査の2.0%から2.5%に増加した。

行為類型別回答(存在する)卸数(5年度)



行為類型別回答(存在する)卸数(4年度)

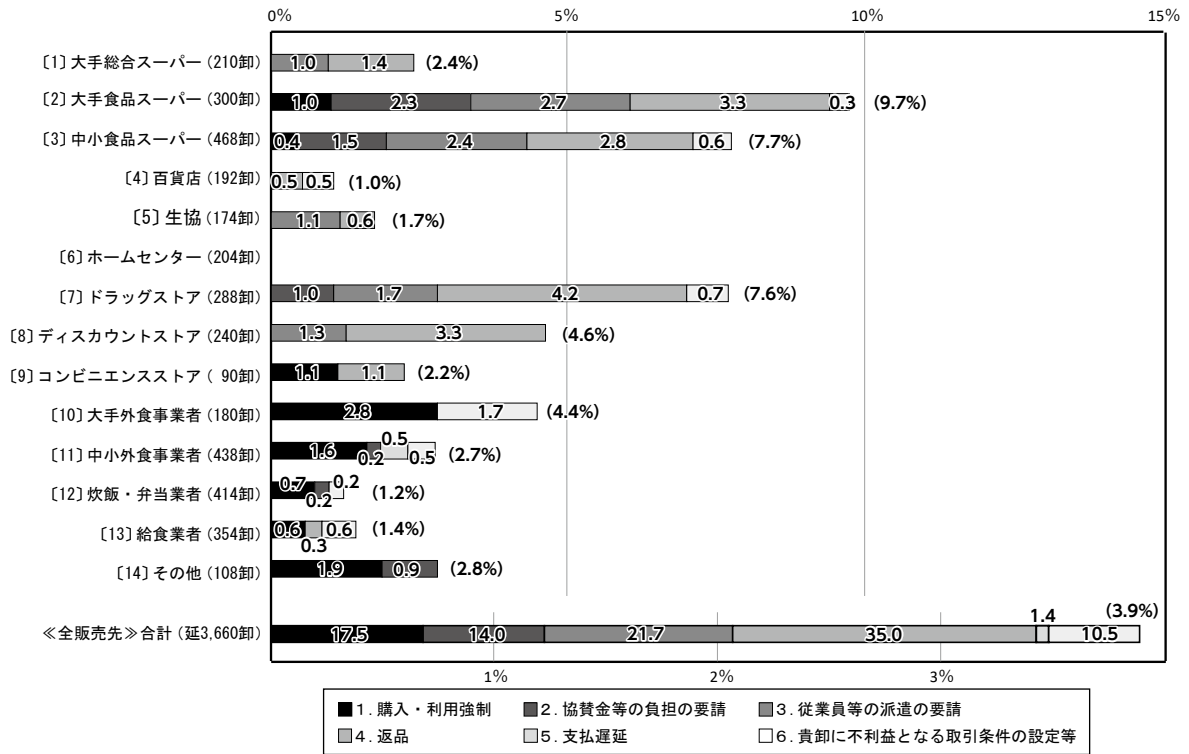


② 販売先別回答（存在する）

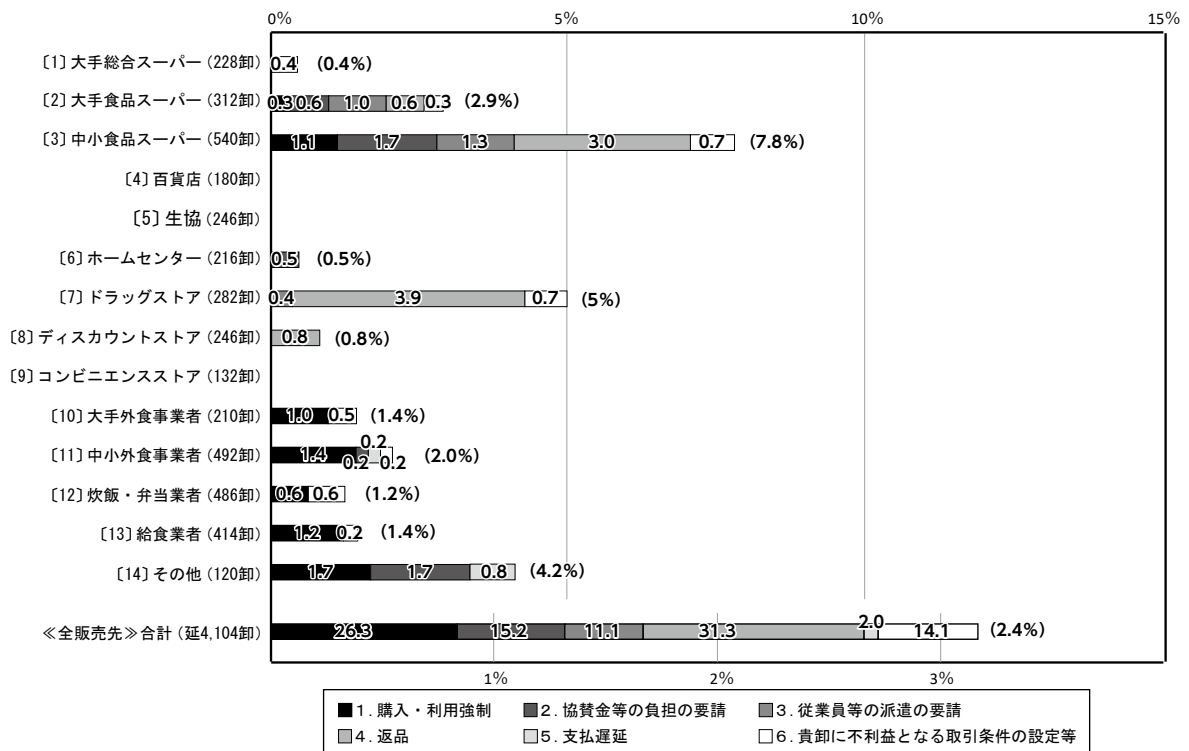
- 不公正と思われる取引が最も多く存在する販売先は、〔2〕大手食品スーパーであった。

- 〔1〕大手総合スーパーは、前回調査の0.4%から2.4%に増加した。
- 〔2〕大手食品スーパーは、前回調査の2.9%から9.7%に増加し、不公正と思われる取引が最も多く存在する販売先であった。
- 〔3〕中小食品スーパーは、前回調査の7.8%から7.7%に減少した。
- 〔4〕百貨店は、前回調査では選択されなかったが、今回調査では1.0%に増加した。
- 〔5〕生協は、前回調査では選択されなかった、今回調査では1.7%に増加した。
- 〔6〕ホームセンターは、前回調査では0.5%であったが、今回調査では選択されなかった。
- 〔7〕ドラッグストアは、前回調査の5.0%から7.6%に増加した。
- 〔8〕ディスカウントストアは、前回調査の0.8%から4.6%に増加した。
- 〔9〕コンビニエンスストアは、前回調査では選択されなかったが、今回調査では2.2%に増加した。
- 〔10〕大手外食事業者は、前回調査の1.4%から4.4%に増加した。
- 〔11〕中小外食事業者は、前回調査の2.0%から2.7%に増加した。
- 〔12〕炊飯・弁当業者は、前回調査と同じ1.2%であった。
- 〔13〕給食業者は、前回調査と同じ1.4%であった。
- 〔14〕その他は、前回調査の4.2%から2.8%から減少した。

販売先別回答(存在する)卸数(5年度)



販売先別回答(存在する)卸数(4年度)



〔参考〕

不公正と思われる取引の具体的事例〔販売先別〕

- 〔1〕 大手総合スーパー（具体的な事例はなかった）
- 〔2〕 大手食品スーパー
 - 取引条件になっていない「米ヌカ」をヌカ漬け用に無償で供給させられた。
 - お中元、お歳暮のイベント商品の購入を要請された。
- 〔3〕 中小食品スーパー
 - ケーキ等イベント商品の購入を要請された。
 - 改装作業での人員派遣を要請された。
- 〔4〕 百貨店（具体的な事例はなかった）
- 〔5〕 生協
 - 改装作業での人員派遣を要請された。
- 〔6〕 ホームセンター（具体的な事例はなかった）
- 〔7〕 ドラッグストア
 - 納品するにあたり、店舗毎の米専用台車購入資金をリベートとして負担させられた。
 - 返品を受けることが、取引条件となっている。
 - 新店及び棚替え時に従業員等の派遣要請があり、費用等の負担は一切ない。
- 〔8〕 ディスカウントストア
 - 各店舗において、返品基準の統一がなく、担当者から一方的に返品要請があった。
- 〔9〕 コンビニエンスストア（具体的な事例はなかった）
- 〔10〕 大手外食事業者
 - おせち料理の購入を要請された。
- 〔11〕 中小外食事業者（具体的な事例はなかった）
- 〔12〕 炊飯・弁当業者
 - おせちや年末年始のオードブル等のイベント商品の購入を要請された。
- 〔13〕 給食業者
 - おせちの購入を要請された。
 - お中元、お歳暮、おせち等イベント商品の購入を要請された。
 - 管理上の問題と思われる害虫、水漏れによるカビ商品の交換を要請された。
 - 一方的に納品時間を指定された。
- 〔14〕 その他
 - 食材卸展示会への出店を要請された。おせちの購入を要請された。

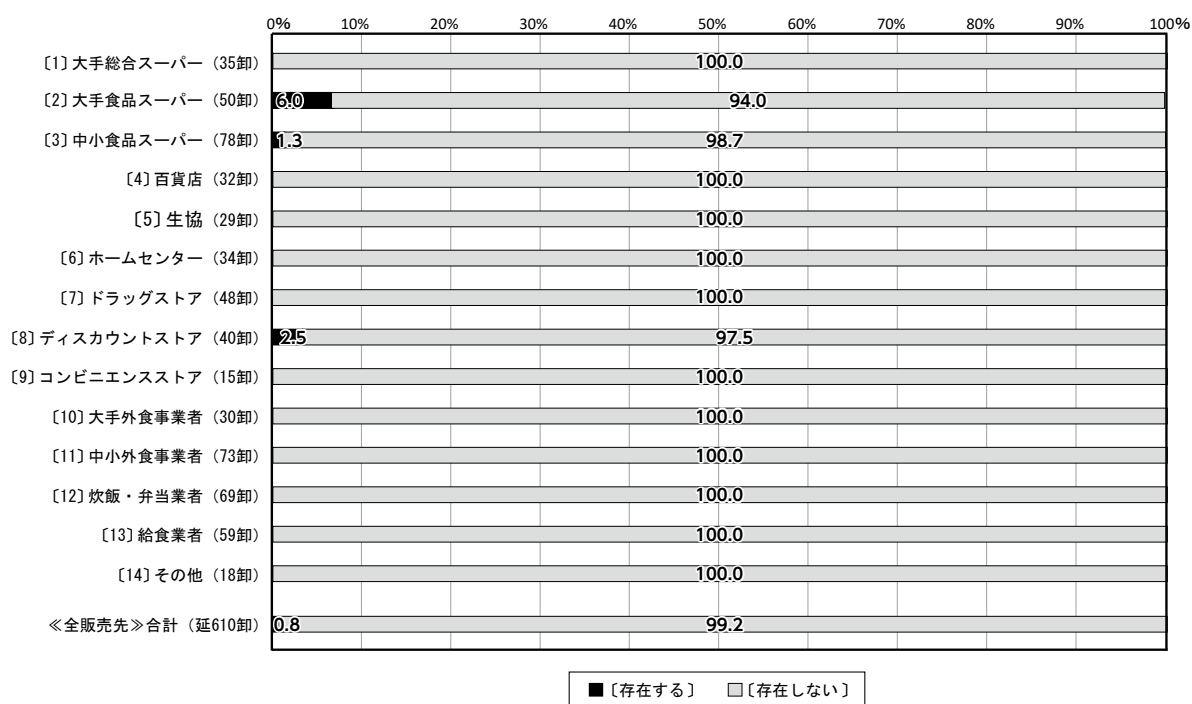
< 1. 継続して取引する相手方による（不当廉売） >

（別紙3 P132～138）

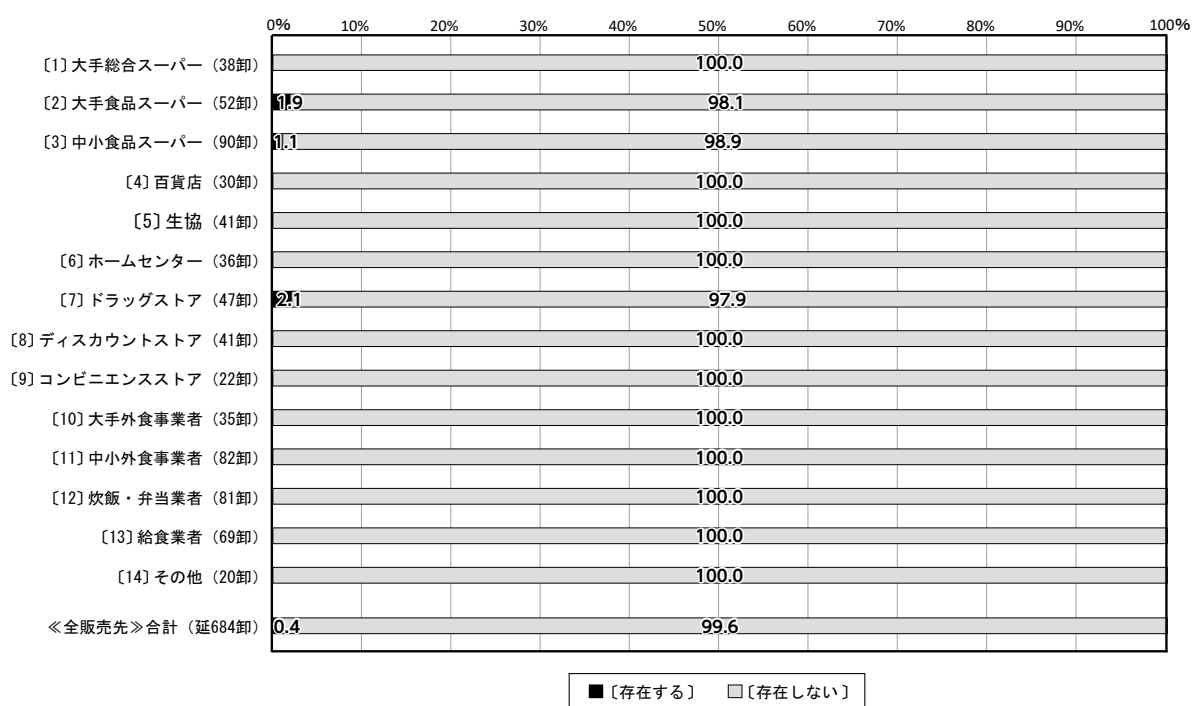
問8 現在、継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）において正当な理由がなく仕入価格と必要経費分を下回る価格で消費者に継続して販売する「不当廉売」と思われる行為を行なう販売先が存在しますか。

- 「継続して取引する相手方による不当廉売」が「存在する」との回答は、《全販売先》で前回調査の0.4%（延3卸）から0.8%（延5卸）に増加（前回調査比+0.4^{ポイント}）した。
- 「存在する」との回答があったのは、割合が高い順に、〔2〕大手食品スーパー6.0%（3卸）、〔8〕ディスカウントストア2.5%（1卸）、〔3〕中小食品スーパー1.3%（1卸）であった。
- 「存在する」との回答がなかったのは、〔1〕大手総合スーパー、〔4〕百貨店、〔5〕生協、〔6〕ホームセンター、〔7〕ドラッグストア、〔9〕コンビニエンスストア、〔10〕大手外食事業者、〔11〕中小外食事業者、〔12〕炊飯・弁当業者、〔13〕給食業者、〔14〕その他であった。

問8 取引先による「不当廉売」の有無(5年度)



問8 取引先による「不当廉売」の有無(4年度)



< 2. 同業他社による (不当廉売) >

問9 現在、継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）に対し同業他社が正当な理由がなく商品又は役務を低い対価で継続的に供給する「不当廉売」と思われる行為が存在しますか。

- 「同業他社による不当廉売」が「存在する」との回答は《全販売先》で前回調査の8.3%（延59卸）から5.8%（延35卸）で減少となった。

問9 データテーブル

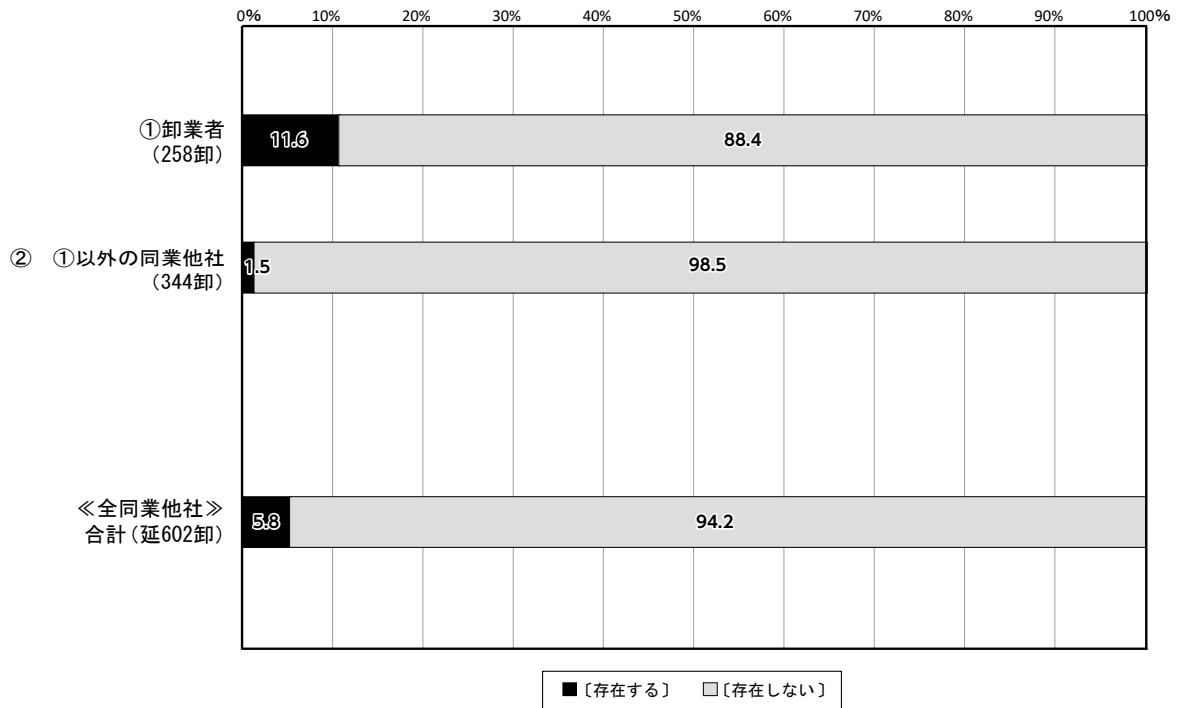
| | | ①卸業者 | ② ①以外の同業他社 | 《全同業他社》 合計 |
|---------|-------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 〔存在する〕 | 5年度調査 | 30 卸 11.6 % | 5 卸 1.5 % | 延 35 卸 5.8 % |
| | 4年度調査 | 52 卸 17.2 % | 7 卸 1.7 % | 延 59 卸 8.3 % |
| | 増減 | ▲22 卸 ▲55 卸 | ▲2 卸 ▲0.3 卸 | 延▲24 卸 ▲2.5 卸 |
| 〔存在しない〕 | 5年度調査 | 228 卸 88.4 % | 339 卸 98.5 % | 延 588 卸 94.2 % |
| | 4年度調査 | 251 卸 82.8 % | 397 卸 98.3 % | 延 648 卸 91.7 % |
| | 増減 | ▲23 卸 +5.5 卸 | ▲58 卸 +0.3 卸 | 延▲81 卸 +2.5 卸 |
| 取引卸数 | 5年度調査 | 258 卸 | 344 卸 | 延 602 卸 |
| | 4年度調査 | 303 卸 | 404 卸 | 延 707 卸 |
| | 増減 | ▲36 卸 | ▲48 卸 | 延▲84 卸 |

注) 同業他社の区分は、以下の7区分とし、集計は、①卸売業者（〔1〕～〔3〕）、②①以外の同業他社にまよめている。

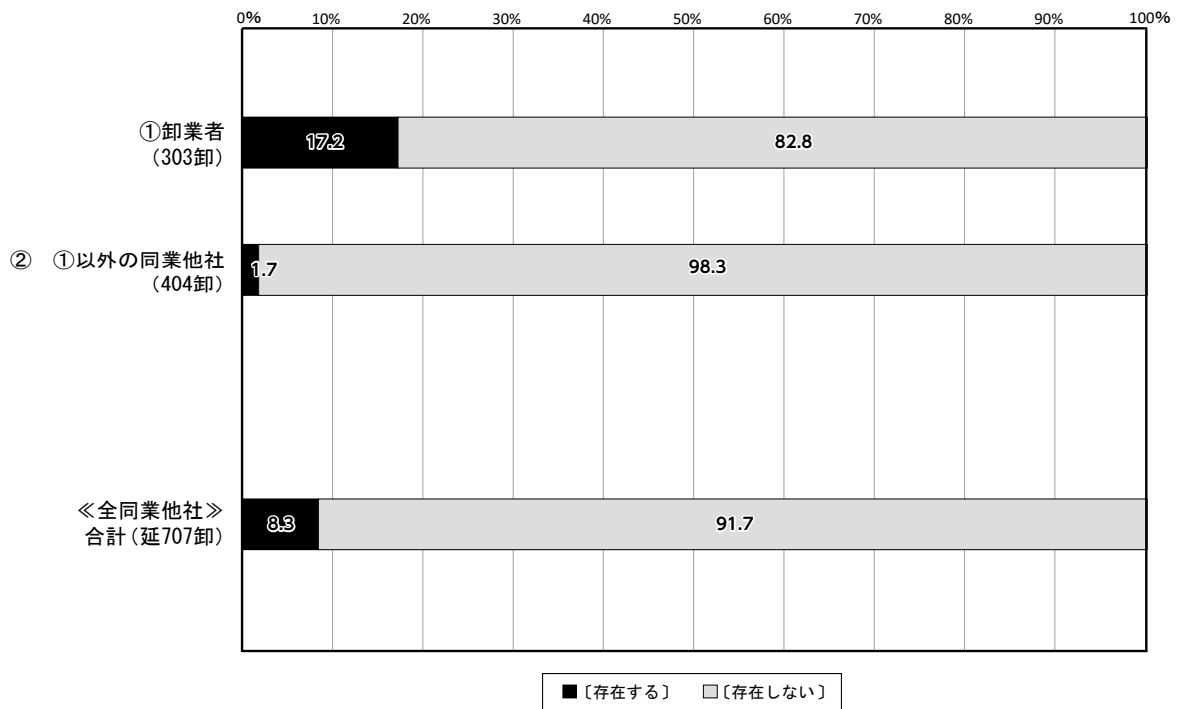
<同業他社区分>

〔1〕全米販の組合員、〔2〕パールライス、〔3〕〔1〕と〔2〕以外の販売業者、〔4〕農協、〔5〕農業法人、〔6〕商社、〔7〕その他

問9 同業他者による「不当廉売」の有無(5年度)



問9 同業他者による「不当廉売」の有無(4年度)



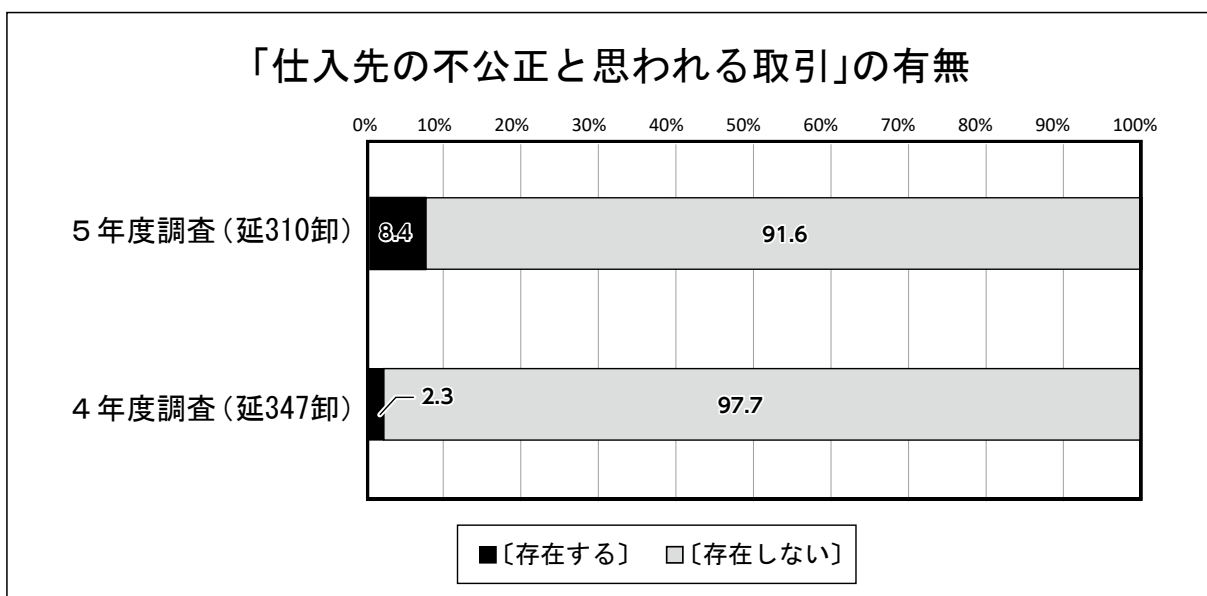
[2] 仕入編

仕入先の不公正と思われる取引について

< 1. 仕入先の不公正と思われる取引について >

問1 現在、仕入先との取引において不公正と思われる取引が存在しますか。

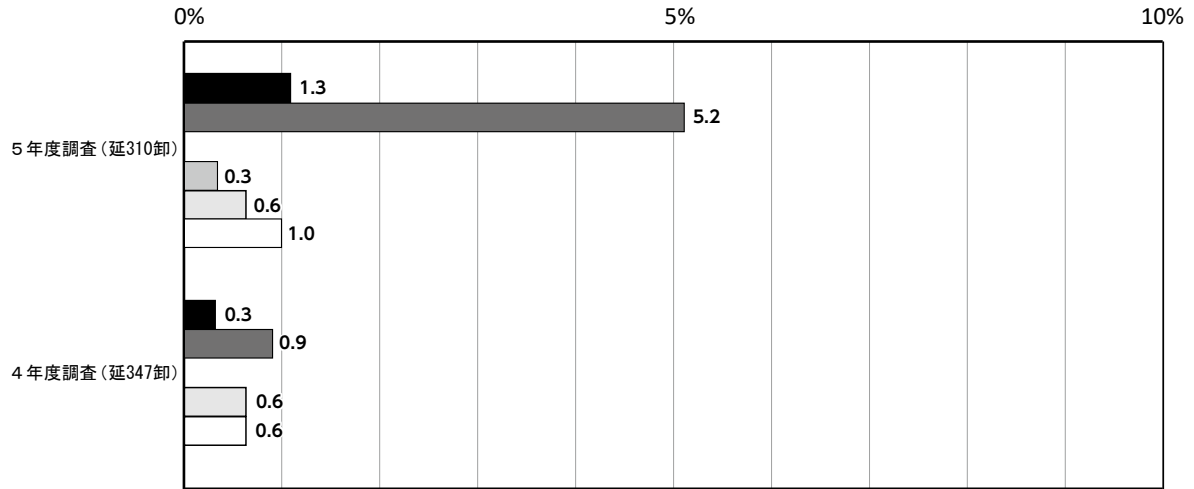
- 「仕入先の不公正と思われる取引」が「存在する」との回答は、前回調査の2.3%（延8卸）から8.4%（延26卸）に増加（前回調査比+6.1ポイント）した。



「仕入れ先の不公正と思われる取引」の有無 データテーブル

| | [存在する] | [存在しない] | 取引卸数 |
|-------|---------------------|---------------------|---------|
| 5年度調査 | 延 26 卸 8.4 % | 延 284 卸 91.6 % | 延 310 卸 |
| 4年度調査 | 延 8 卸 2.3 % | 延 339 卸 97.7 % | 延 347 卸 |
| 増減 | 延+18 卸 +6.1 ポイント | 延▲55 卸 ▲6.1 ポイント | 延▲37 卸 |

問 1-2 「仕入先の不公正と思われる取引」の有無



- ①仕入先のグループの販売業者に出荷することを理由に、貴卸に従来供給していた玄米等の供給を減量または停止した
- ②貴卸が、他に代わり得る仕入先を容易に見出すことができないのに、従来供給していた玄米等の供給を減量又は停止した
- ③傘下組合員に貴卸との取引を拒絶、あるいは縮小させた
- ④仕入を行うに当たり、販売先への販売価格、販売先等について制限された
- ⑤仕入を行うに当たり、他の銘柄米やその他商品、貯金、共済、保険等を一緒に購入する事を条件とされた
- ⑥その他

問 1-2 データテーブル

| | ①仕入先のグループの販売業者に出荷することを理由に、貴卸に従来供給していた玄米等の供給を減量又は停止した | ②貴卸が、他に代わり得る仕入先を容易に見出すことができないのに、従来供給していた玄米等の供給を減量又は停止した | ③傘下組合員に貴卸との取引を拒絶、あるいは縮小させた | ④仕入を行うに当たり、販売先への販売価格、販売先等について制限された | ⑤仕入を行うに当たり、他の銘柄米やその他商品、貯金、共済、保険等を一緒に購入する事を条件とされた | ⑥その他 | 取引卸数 |
|-------|--|---|----------------------------|------------------------------------|--|-----------------|---------|
| 5年度調査 | 延 4 卸 1.3 % | 延 16 卸 5.2 % | 延 0 卸 0.0 % | 延 1 卸 0.3 % | 延 2 卸 0.6 % | 延 3 卸 1.0 % | 延 310 卸 |
| 4年度調査 | 延 1 卸 0.3 % | 延 3 卸 0.9 % | 延 0 卸 0.0 % | 延 0 卸 0.0 % | 延 2 卸 0.6 % | 延 2 卸 0.6 % | 延 347 卸 |
| 増減 | 延 3 卸 +1.0 卸 | 延 13 卸 +4.3 卸 | 延±0 卸 ±0.0 卸 | 延 1 卸 +0.3 卸 | 延±0 卸 +0.1 卸 | 延 1 卸 +0.4 卸 | 延▲37 卸 |